

# 一般社団法人心臓血管外科振興会 入会金及び会費規程

令和2年 1月 11日制定

一般社団法人 心臓血管外科振興会

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人心臓血管外科振興会（以下「本会」という。）定款第8条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 個人会員 10,000円
- (2) 賛助会員 30,000円

(年会費)

第3条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

正会員 15,000円

準会員 10,000円

賛助会員 1口: 100,000円

- 2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(納 付)

第4条 会員は、毎年11月に1ケ年分を前納するものとする。ただし、事情により分納することができる。

(変 更)

第5条 この規程は、定款第13条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。